対韓国輸出殼付き家きん卵の取扱要綱

平成 30 年 11 月 27 日

1 趣旨

この要綱は、韓国向けに輸出する殻付き家きん卵(以下「対韓国輸出卵」という。)について、韓国が求める取扱施設の登録及び家畜伝染病予防法(昭和 26 年 法律第 166 号)第 45 条第 3 項に基づき発行される家畜伝染病予防法施行規則(昭和 26 年農林水産省令第 35 号。以下「施行規則」という。)第 54 条第 1 項で定める輸出検疫証明書(以下単に「輸出検疫証明書」という。)の発行手続等を定めるものである。

2 定義

「殼付き家きん卵」とは、鶏、アヒル及びうずらの卵(加熱したものを除く)をいう。

3 対韓国輸出卵の要件

対韓国輸出卵は、次の要件を満たすこと。

(1) 家畜衛生に係る要件

対韓国輸出卵は、あらかじめ農林水産省消費・安全局動物衛生課に登録された農場由来であり、別添「食用品卵の輸入衛生条件」(韓国農林畜産食品部告示第2017-1号)の1、3~5、6及び7の条件を満たしていること。

(2) 食品衛生に係る要件

対韓国輸出卵は、あらかじめ韓国政府に登録されている洗卵及び包装を行う施設(以下「輸出卵選別包装施設」という。)において取り扱われ、以下の要件に適合していること。

- ア 食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び「卵選別包装施設の衛生管理要領」(平成10年11月25日付け生衛第1674号厚生省生活衛生局長通知)並びに韓国の衛生関連規定で定める基準*1に適合するよう、殻付き家きん卵の収集、取扱い、包装、運搬、保管が行われていること。
- イ 衛生上問題がない家きんから得られた卵 (10 に基づき農林水産省に登録 された生産農場由来の卵であることをいう。)であり、人の食用に適合して いること。
- ウ 製品は、以下の基準を満たしていること。
 - 卯は、可能な限り0~15℃で保管・輸送すること。
 - ② 卵を洗浄する場合は飲用適の水を用い、100~200ppmの次亜塩素酸ナト

- リウム溶液又はこれと同等以上の効果を有する殺菌剤で洗浄すること。洗 浄水の温度は30℃以上、かつ、品温より5℃以上高くすること。
- ③ 一度冷蔵保管した又は洗浄した卵は、冷蔵($0\sim10$ °C)で保管・輸送すること。
- エ 対韓国輸出卵は、韓国の卵に係る残留農薬等の基準に適合していること 及びサルモネラ・エンテリティディスが陰性であること。
- オ 対韓国輸出卵の容器又は包装は、食品衛生法及び韓国の衛生関連規定*1 で定める基準及び規格に適合し、人の健康を損なうおそれがなく、環境汚 染を起こさないものを用いること。
- カ 製品は、韓国に到着するまで汚染を防止できるよう、衛生的な方法で、包装、保管、管理され、適切に運送されること。
- キ 対韓国輸出卵選別包装施設から出荷される際、容器・包装に製品名、製造者及び包装年月日又は流通期限**を表示すること。ただし、輸出された対韓国輸出卵が、韓国国内を流通する時点において、消費者に販売する製品の最小販売単位の容器・包装に対し、流通期限の表示が義務付けられていることに留意すること。
- ク 対韓国輸出卵選別包装施設から出荷される際、卵殻に産卵日*3を表示する こと。
- * 1 韓国の衛生関連規定で定める基準は、以下のホームページから閲覧できる。 http://www.mfds.go.kr/
- *2 消費者に販売することが認められる期限。韓国においては、卵の収集販売業者が、製品の特性やその他の流通事情を考慮して危害の発生防止と品質を保証することができるよう流通期限を表示することとされている。なお、韓国政府が推奨している卵の品質保証期間(流通期限から包装年月日を差し引いた期間をいう。12(3)において同じ。)は、洗浄卵かつ冷蔵流通で45日であることから、輸出する際は参考とすること。
- *3 韓国の衛生関連規定「畜産物の表示基準 [別表 1]」 に基づき、産卵日は家きんが卵 を産んだ日をいうが、産卵時期から 36 時間以内に採集した場合には、採集した日を産 卵日として表示することができる。
- 4 対韓国輸出卵選別包装施設の要件

対韓国輸出卵選別包装施設は、次の要件を満たすこと。

- (1) 当該施設を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)による計画的な監視指導を受けていること。
- (2) 食品衛生法及び「卵選別包装施設の衛生管理要領」に適合していること。
- (3) SSOP (Sanitation Standard Operating Procedures:衛生標準作業手順)、PRP (Prerequisite Program:前提条件プログラム)等の食品安全管理プログラムを文書で作成し、運用すること。また、当該プログラムに基づいて記録を作成し、最終作成日から2年以上保存すること。

- (4) 対韓国輸出卵選別包装施設の食品安全管理プログラムは、施設の衛生的で安全な畜産物等を生産するための原料卵の搬入から処理、包装、出荷までの全ての過程について手順が文書化されなければならず、不適合な事例が確認された場合、これに対する措置も含まれていること。また、関連の記録は、2年以上保存すること。
- (5) 対韓国輸出卵の洗卵等に使用する水は、飲用適の水を用いること。
- (6) 生産する卵の回収に係る手続を文書において定めること。また、最終製品から原料まで遡ることが可能であること。
- 5 対韓国輸出卵選別包装施設の事前登録
- (1) 殻付き家きん卵の選別包装施設の設置者等(以下「設置者等」という。) は、対韓国輸出卵を取り扱おうとする場合は、別紙様式1-1に以下の添付書類を添付して、別紙様式2により当該施設を所管する都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長(以下「都道府県知事等」という。) 宛て申請すること。なお、別紙様式1-1及び添付書類は、韓国食品医薬品安全処宛て送付することから、電子媒体で申請すること。
 - ア 施設に対する点検の結果(申請時点から直近のもの)
 - ① 「食品衛生監視票について」 (平成 16 年 4 月 1 日付け食安発第 0401001 号) に基づく当該施設の食品衛生監視票結果の写し (日本語)
 - ② 別紙様式1-2 (①の英訳)
 - ③ ①の監視票において減点項目がある場合は、当該項目の改善措置文書 (英訳版)
 - イ 卵選別包装施設の営業に係る都道府県等への届出等の写し(届出等をしていなければ不要)及び英訳版
 - ウ HACCP プラン又は衛生管理に関するプラン (日本語及び英語)
 - HACCP を導入している施設
 - a) HACCP プランの目次
 - b) HACCP 計画表 (CCP (Critical Control Point: 重要管理点)、CL (Critical limit:管理基準)、モニタリング方法、改善措置及び検証方法を含む。)
 - c) CCP が記載された輸出製品の作業工程図
 - d) CCP がない場合、危害分析表、管理ポイント及びモニタリング方法並 びに輸出製品の作業工程図
 - e) 輸出する製品の概要、サルモネラ属菌検査結果、記録の保存期限及 び製品から原料へのトレースバック方法の概要
 - f) 対韓国輸出卵に設定予定の品質保証期間を示した書類
 - ② HACCP を導入していない施設
 - a) 施設における文書化された衛生管理のプログラム(SSOP等)の目次

- b) 施設の概要及び衛生管理のプログラムの要約(記録の保存期限、製品から原料へのトレースバック方法を含む)
- c) モニタリングの点検表の写し(チェックリスト)
- d) 輸出製品の作業工程図
- e) 輸出する製品の概要及びサルモネラ属菌検査結果
- f) 対韓国輸出卵に設定予定の品質保証期間を示した書類
- (2) 申請を受けた都道府県知事等は、取り扱われる殻付き家きん卵が3 (2) に掲げる要件、当該施設が4に掲げる要件を満たしていることを確認し、支 障がないと認めたときは、別紙様式3により、厚生労働省宛てに報告する。
- (3) 厚生労働省は、(2)の報告を受けた場合、当該施設の登録を韓国食品医薬品安全処宛で要請する。
- (4) 厚生労働省が韓国食品医薬品安全処から登録通知を受理した後、厚生労働省のホームページ上で施設登録リストを公表した時点をもって、当該施設を本要領に基づき登録された対韓国輸出卵選別包装施設として取り扱うこととする。
- (5) 設置者等は、対韓国輸出卵に係る韓国の衛生関連規定で定める基準及び規格について自ら情報収集を行うとともに、必要に応じて、サルモネラ属菌及び残留動物用医薬品等の検査を実施すること等により、韓国の衛生関連規定で定める食品の基準及び成分規格を満たしていることを確認すること。

6 対韓国輸出卵選別包装施設の登録事項の変更又は登録廃止

- (1) 対韓国輸出卵選別包装施設の設置者等は、当該施設の名称、登録番号、所在地(住所表記の変更を含む。)の変更があった場合には、別紙様式1-1及び別紙様式4により、当該施設を管轄する都道府県知事等宛て申請する。
- (2) 対韓国輸出卵選別包装施設の設置者等は、取り扱う対韓国輸出卵及びその施設が3(2)及び4に掲げる要件に適合しなくなった場合、又は、全ての設付き家きん卵の韓国への輸出を行わないとした場合には、別紙様式4により速やかに都道府県等宛てに登録廃止の申請を行う。
- (3) (1)及び(2)の申請を受けた都道府県知事等は、別紙様式5により厚生労働省宛てに報告する。
- (4) 厚生労働省は、(3)の報告を受けた場合、5(3)及び(4)に準じて 手続を行う。

7 対韓国輸出卵選別包装施設の登録取消し

(1) 以下のいずれかに該当することが判明した場合には、厚生労働省は、当該 対韓国輸出卵選別包装施設からの対韓国輸出卵に対する輸出検疫証明書の 発行の一時停止を農林水産省宛てに、又は登録の取消しを韓国食品医薬品安 全処宛てに要請することができる。

- ア 対韓国輸出卵又は対韓国輸出卵選別包装施設が3(2)又は4に掲げる要件に適合しないことが判明したとき。
- イ 対韓国輸出卵選別包装施設の設置者等が、虚偽その他不正な方法で登録又 は登録変更を行ったとき。
- ウ 対韓国輸出卵選別包装施設において生産された製品を原因とする食中毒 事案が発生した場合、又は食品衛生法違反の事案が確認されたとき。
- エ アからウのほか、韓国食品医薬品安全処長が、韓国の法令に基づき、登録 取消し等を判断したとき。
- (2) 厚生労働省は、(1)の措置を行った場合には、韓国政府へその旨を通知する。
- (3) (1) の措置により、輸出の一時停止又は登録が取り消された施設について、当該施設の設置者等がその原因を調査し、改善措置及び予防措置を採り、かつ、当該施設を管轄する都道府県知事等によって改善が確認された場合、都道府県知事等は、当該施設に関する報告を厚生労働省宛てに行う。
- (4) 厚生労働省は、(3)の報告を受けた場合、農林水産省宛てに対韓国輸出 卵に対する輸出検疫証明書の発行の一時停止の解除又は韓国食品医薬品安 全処宛てに対韓国輸出卵選別包装施設の再登録を要請する。韓国食品医薬品 安全処は必要に応じて当該施設に対する現地調査を実施する。

8 対韓国輸出卵選別包装施設リストの農林水産省への連絡

厚生労働省は、5~7に基づき対韓国輸出卵選別包装施設の登録、変更又は取消しを行った場合、別紙様式6により施設リストとして取りまとめ、農林水産省宛てに連絡する。連絡を受けた農林水産省は、当該リストを動物検疫所宛てに連絡する。

9 施設登録後の監視指導

- (1) 対韓国輸出卵選別包装施設を管轄する都道府県等は、施設が3(2)及び4(2)~(6)に掲げる要件を満たしているのか監視指導を行うこと。また、施設に対し、5(5)の実施を指導するとともに、サルモネラ属菌及び残留動物用医薬品等の検査結果等を確認し、日本及び韓国の衛生関連規定を遵守していることを確認すること。
- (2) 対韓国輸出卵選別包装施設を管轄する都道府県等は、韓国食品医薬品安全 処から求められた場合は、3(2)に掲げる要件を満たすことを示す書類を 速やかに提出できるよう施設に対し指導すること。また、収去検査等の方法 により、当該施設で生産された殻付き家きん卵の安全性の確保を検証するこ と。
- (3) 対韓国輸出卵選別包装施設を管轄する都道府県等は、監視指導において、 3(2)及び4に掲げる要件を満たさないことを確認した場合、当該施設に

おいて生産された製品を原因とする食中毒が発生した場合、又は当該施設において食品衛生法違反の事案が確認された場合は、速やかに厚生労働省へその旨報告すること。

10 生産農場の登録及び輸出検疫証明書の交付

- (1) 韓国向けに殻付き家きん卵の輸出開始を希望する採卵農場(以下「生産農場」という。)の所有者等は、生産農場の所在地を管轄する都道府県の畜産主務課に対し、別紙様式7-1により当該生産農場の登録の申請書を提出すること。
- (2) (1)の申請書の提出を受けた都道府県の畜産主務課は、(6)の回答に 必要な検査等を行うことが可能な場合、農林水産省に別紙様式7-2を用い て当該申請書に係る生産農場を登録する。また、農林水産省は、当該生産農 場の情報について動物検疫所宛てに連絡する。
- (3) (2) に基づき登録された生産農場の所有者等は、当該生産農場からの輸出の取りやめ又は申請書1~5の内容について変更があった場合には、別紙様式7-3により、当該生産農場を管轄する都道府県の畜産主務課宛てに報告するものとする。当該報告を受けた畜産主務課は、別紙様式7-4により農林水産省宛てに連絡するとともに、当該連絡を受けた農林水産省は、当該情報について動物検疫所宛てに連絡する。
- (4) 韓国に殻付き家きん卵を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。) は、当該殻付き卵が3に定める対韓国輸出家きん卵の要件を満たす必要があることを十分理解した上で、施行規則様式第29号に別紙様式8及び家畜防疫官が指示する必要書類を添えて提出し、動物検疫所に対し輸出検査申請を行う。
- (5) 動物検疫所は、(4)に基づき提出された申請書類に記載された生産農場の所在地を管轄する都道府県の畜産主務課又は家畜保健衛生所に対し、当該生産農場に関する情報及び疾病発生状況について、別紙様式9-1により電子メール又はFAXにより照会する。
- (6) (5) により照会を受けた都道府県の畜産主務課又は家畜保健衛生所は、 動物検疫所に対して別紙様式9-2により電子メール又は FAX により回答 する。
- (7) 動物検疫所は、(4)により輸出検査申請された殻付き家きん卵が3に定める対韓国輸出卵の要件を満たしている場合、輸出者に対して輸出検疫証明書(別紙様式10)を交付する。
- (8) 輸出者は、交付された輸出検疫証明書の原本を当該卵に添付して輸出する。

11 対韓国輸出卵に係る不正防止

輸出者は、対韓国輸出卵が入った容器包装を梱包可能な形にまとめて、他

の荷物と区別し、輸送時に破損しない方法を用いて輸送容器(ラップによる 包装を含む。)で梱包すること。その上で、動物検疫所等は当該輸送容器に、 固有の番号が記され、開封時に破損されるような封印を施すこと。なお、韓国 到着時の韓国当局による輸入時検査において、輸出から当該検査までの間に、 上記封印が破損され、開封されていると見なされた場合、輸入が認められな いことがあることに留意すること。

12 その他

- (1) 登録申請又は登録変更申請があった施設に対しては、登録前又は変更登録前に韓国食品医薬品安全処による現地調査が行われることがある。
- (2) 登録申請を受けた韓国食品医薬品安全処長から、対韓国輸出卵の安全性を 確保するために、提出資料のほか、韓国食品医薬品安全処長が必要と認める 書類の提出を求められることがある。
- (3) 輸出証明書の "Shelf life"の項目に係る動物検疫所への申告については、 対韓国輸出卵について、対韓国輸出卵選別包装施設が設定した品質保証期間 を申告すること。
- (4) 加工を前提とした流通期限を表示する場合は、その旨を輸入業者に伝えること。なお、韓国の規制上、殻付き家きん卵に「生食用」又は「加熱加工用」等の用途を表示することは認められていないことに留意すること。

附則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定については、当該 各規定に定める日から施行する。

- (1) 3(2)ウ②及び③の規定 平成31年1月1日
- (2) 3 (2) クの規定 平成31年2月23日